

第3部 検査

通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊な検査の検査料は、第1節又は第3節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

第1節 検体検査料

通則

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料

通則

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区分の所定点数に1日につき110点を加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。
- 2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

（尿・糞便等検査）

D 0 0 0	尿中一般物質定性半定量検査	26点
注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。		
D 0 0 1	尿中特殊物質定性定量検査	
1	尿蛋白	7点
2	V M A 定性、B - J 蛋白定性、尿グルコース	9点
3	ポルフィリン定性、アミラーゼ（定性、半定量）	10点
4	ビリルビン	12点
5	ウロビリン、尿中ウロビリノゲン、先天性代謝異常症の尿スクリーニングテスト 、尿浸透圧	16点
6	尿中ポルフィリン症スクリーニングテスト	17点
7	尿中N - アセチルグルコサミニダーゼ（N A G）	41点
8	尿中アルブミン定性	49点
9	尿中黄体形成ホルモン（L H）定性、尿中フィブリン分解産物（F D P）	72点

- 10 尿中マイクロトランスフェリン、尿中ウロポルフィリン、尿中マイクロアルブミン、尿中デルタアミノレブリン酸、尿中ポリアミン 115点
- 11 尿中ミオイノシトール 120点
- 12 尿中コプロポルフィリン 150点
- 13 尿中ポルフォビリノゲン 200点
- 14 尿中^{たん}型コラーゲン 210点
- 15 尿の蛋白免疫学的検査 区分番号 D 0 1 5 に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の
例により算定した点数
- 16 その他 検査の種類の別により区分番号 D 0 0 7 に掲げる血液化学検査又は区分番号 D 0 0 8 に掲げる内分泌学的検査、区分番号 D 0 0 9 に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号 D 0 1 0 に掲げる特殊分析の例により算定した点数

注 区分番号 D 0 0 7 に掲げる血液化学検査又は区分番号 D 0 0 8 に掲げる内分泌学的検査、区分番号 D 0 0 9 に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号 D 0 1 0 に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D 0 0 2 尿沈渣顕微鏡検査 25点

注 1 同一検体について当該検査と区分番号 D 0 1 7 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

3 染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。

D 0 0 2 - 2 フローサイトメトリー法による尿中有形成分測定 30点

注 1 同一検体について当該検査と区分番号 D 0 1 7 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。

2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D 0 0 3 粪便検査

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1 潜血反応検査 | 9点 |
| 2 粪便中虫卵検出（集卵法） 粪便中ウロビリン、糞便中ウロビリノゲン | 15点 |
| 3 粪便塗抹顕微鏡検査（虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。） | 20点 |
| 4 粪便中虫体検出 | 23点 |
| 5 粪便中脂質 | 25点 |
| 6 粪便中ヘモグロビン定性 | 37点 |
| 7 粪便中虫卵培養検査 | 40点 |
| 8 粪便中ヘモグロビン | 42点 |
| 9 粪便中ヘモグロビン及びトランスフェリン | 57点 |
| 10 粪便中キモトリプシン | 80点 |

D 0 0 4 穿刺液・採取液検査

- | | |
|---|------|
| 1 胃酸度測定 | 15点 |
| 2 ヒューナー検査 | 20点 |
| 3 胃液又は十二指腸液一般検査 | 55点 |
| 4 髄液一般検査 | 62点 |
| 5 精液一般検査 | 70点 |
| 6 頸管粘液検査 | 75点 |
| 7 子宮頸管粘液中顆粒球エラスター ^か 定性、涙液中総 I g E 定性 | 100点 |
| 8 子宮頸管粘液中顆粒球エラスター ^か 定性 | 135点 |
| 9 膀胱分泌液中乳酸脱水素酵素（L D）半定量 | 170点 |
| 10 マイクロバブルテスト | 200点 |

11	関節液中コンドロカルシン	300点
12	羊水中肺サーファクタントアポ蛋白 (S P - A) ^{たん}	380点
13	IgGインデックス	460点
14	髓液オリゴクローナルバンド	560点
15	髓液M B P ^{たん}	620点
16	髓液蛋白免疫学的検査 区分番号 D 0 1 5 に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の 例により算定した点数	しょうたん
17	髓液塗抹染色標本検査 区分番号 D 0 1 7 に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物 の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数	せつ しん
18	その他 検査の種類の別により区分番号 D 0 0 7 に掲げる血液化学検査又は区分 番号 D 0 0 8 に掲げる内分泌学的検査、区分番号 D 0 0 9 に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号 D 0 1 0 に掲げる特殊分析の例により算定 した点数	じゅう よう

注 区分番号 D 0 0 7 に掲げる血液化学検査又は区分番号 D 0 0 8 に掲げる内分泌学的検査、区分番号 D 0 0 9 に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号 D 0 1 0 に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D 0 0 4 - 2 悪性腫瘍組織検査

1	悪性腫瘍遺伝子検査	2,000点
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査 (H D R A 法又は C D - D S T 法) (血液学的検査)	2,000点

D 0 0 5 血液形態・機能検査

1	赤血球沈降速度	9点
	注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
2	網赤血球数	12点
3	血液浸透圧、鼻汁喀痰中好酸球検査 ^{かくたん}	15点
4	好酸球数	17点
5	末梢血液像	18点
	注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する。	
6	末梢血液一般検査	21点
7	血中微生物検査	40点
8	赤血球抵抗試験	45点
9	自己溶血試験、血液粘稠度、ヘモグロビン A _{1c} (H b A _{1c})	50点
10	ヘモグロビン F (H b F)	60点
11	動的赤血球膜物性検査	130点
12	デオキシミジンキナーゼ (T K) 活性	240点
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (T d T)	250点
14	骨髄像	880点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。

15	モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査 (一連につき)	1,000点
----	------------------------------------	--------

D 0 0 6 出血・凝固検査

1	出血時間	15点
2	プロトロンビン時間、凝固時間、トロンボテスト	18点
3	血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
4	フィブリノゲン、クリオフィブリノゲン検査	23点
5	トロンビン時間	25点
6	蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン抵抗試験	28点
7	活性化部分トロンボプラスチン時間、ヘパプラスチンテスト	29点
8	血小板凝集能	50点

9 血小板粘着能	65点
10 アンチトロンビン	70点
11 フィブリン分解産物 (F D P) プラスミン、全血凝固溶解時間測定 (Ratnoff 法等) 血清全プラスミン測定法 (血清 S K 活性化プラスミン値) プラスミン活性値、 ₁ -アンチトリプシン	80点
12 フィブリンモノマー複合体定性	95点
13 プラスミノゲン、凝固因子インヒビター定性 (クロスマキシング試験)	100点
14 フィブリノゲン分解産物	120点
15 D - D ダイマー定性、 ₂ -マクログロブリン、アンチプラスミン、フォン・ウィルブランド因子活性	140点
16 P I V K A 、 D - D ダイマー	150点
17 凝固因子インヒビター、フォン・ウィルブランド因子抗原	160点
18 プロテイン S 、 ₂ -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体	170点
19 血小板第 4 因子 (P F ₄) - トロンボグロブリン	180点
20 トロンビン・アンチトロンビン 複合体 (T A T) プロトロンビンフラグメント F 1 + 2	200点
21 トロンボモジュリン	215点
22 フィブリンモノマー複合体、凝固因子 (、 、 、 、 、 XI 、 XII 、)	240点
23 プロテイン C 、 t P A ・ P A I - 1 複合体	260点
24 フィブリノペプタイド	300点

注 患者から 1 回に採取した血液を用いて本区分の 14 から 24 までに掲げる検査を 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 3 項目又は 4 項目	530点
ロ 5 項目以上	750点

D 0 0 6 - 2 血液細胞核酸增幅同定検査 (造血器腫瘍核酸增幅同定検査) ^{しゆよう} 2,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

D 0 0 6 - 3 Major bcr - abl mRNA 核酸增幅検査 1,200点

D 0 0 6 - 4 遺伝学的検査 4,000点

D 0 0 6 - 5 染色体検査 (すべての費用を含む。) 2,600点

注 分染法を行った場合は、400点を加算する。

D 0 0 6 - 6 免疫関連遺伝子再構成 2,400点

D 0 0 6 - 7 WT 1 mRNA 核酸增幅検査、サイトケラチン (CK) 19mRNA 、 UDP グルクロン酸転移酵素遺伝子多型 2,000点

(生化学的検査())

D 0 0 7 血液化学検査

1 総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素 (B U N) クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ、コリンエステラーゼ (ChE) - グルタミールトランスペプチダーゼ (- G T) 中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、^尿膠質反応、クレアチニン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (L D) 酸ホスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (L A P) クレアチニン・ホスホキナーゼ (CK) アルドラーーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査 11点

2 リン脂質 15点

3 遊離脂肪酸 16点

4 H D L - コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、P 及び H P O ₄ 、総コレス

テロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(A S T)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(A L T)	17点
5 LDL - コレステロール、蛋白分画	18点
6 銅	23点
7 リパーゼ	24点
8 イオン化カルシウム	26点
9 マンガン	27点
10 ムコ蛋白 ^{たん}	29点
11 ケトン体、不飽和鉄結合能(U I B C)、総鉄結合能(T I B C)	31点
12 アデノシンデアミナーゼ	32点
13 グアナーゼ	35点
14 リポプロテイン	45点
15 有機モノカルボン酸、胆汁酸、アルカリホスファターゼ・アイソザイム、アミラーゼ・アイソザイム、- G T ・アイソザイム、乳酸脱水素酵素・アイソザイム、重炭酸塩	48点
16 AST・アイソザイム	49点
17 アンモニア、リポ蛋白分画(アガロース法)	50点
18 CK・アイソザイム、グリコアルブミン	55点
19 コレステロール分画	57点
20 カタラーゼ、ケトン体分画	60点
21 レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L - C A T)	70点
22 G - 6 - P D H 、リポ蛋白分画(ポリアクリルアミドディスク電気泳動法) 1 , 5 - アンヒドロ - D - グルシトール(1 , 5 A G)、グリココール酸	80点
23 CK - M B	90点
24 膜分泌性トリプシンインヒビター(P S T I)、乳酸脱水素酵素・アイソザイム 1型、アポリボ蛋白 ^{たん}	95点
25 シスチンアミノペプチダーゼ(C A P)	100点
26 ヘパリン、リポ蛋白(a)	110点
27 心筋トロポニン I 、シアル化糖鎖抗原 K L - 6 、フェリチン、アルコール、ペントシジン、イヌリン	120点
28 サーファクタントプロテイン A (S P - A)、心筋トロポニン T (定性、定量) ガラクトース、アルミニウム、シスタチン C	130点
29 サーファクタントプロテイン D (S P - D)	140点
30 血液ガス分析、亜鉛、ミオグロビン、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 ^{たん} (H - F A B P)、P - - P 、型コラーゲン、アルブミン非結合型ビリルビン、ピルビン酸キナーゼ(P K)	150点
注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。	
31 アンギオテンシン 転換酵素(A C E) 型コラーゲン・7 S 、ビタミン B ₁₂	160点
32 葉酸	170点
33 アルカリホスファターゼ・アイソザイム(ポリアクリルアミドディスク電気泳動法)	180点
34 アセトアミノフェン、膜分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白 1型(I G F B P - 1)、ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I	190点
35 レムナント様リポ蛋白(R L P)コレステロール、トリプシン、M D A - L D L	200点
36 赤血球コプロポルフィリン、膜ホスホリパーゼ A ₂ (膜 P L A ₂)	210点
37 リポ蛋白リパーゼ、肝細胞増殖因子(H G F)、CKアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ(P H)	230点

38	2 , 5 - オリゴアデニル酸合成酵素活性、 ^{ちつ} 腔分泌液中 - フェトプロテイン	250点
39	ビタミン B ₁	270点
40	赤血球プロトポルフィリン、ビタミン B ₂	280点
41	プロカルシトニン (PCT)	320点
42	ビタミン C	330点
43	1 , 25ジヒドロキシビタミン D ₃ (1 , 25(OH) ₂ D ₃)	400点
注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から9までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ	5項目以上7項目以下	95点
ロ	8項目又は9項目	104点
ハ	10項目以上	123点

注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

(生化学的検査())

D 0 0 8 内分泌学的検査

1	ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55点
2	11 - ハイドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)、17 - ハイドロキシコルチコステロイド (17-OHCS)	60点
3	17 - ケトステロイド (17-KS)、ホモバニール酸 (HVA)	70点
4	バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5	5 - ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6	プロラクチン (PRL)	100点
7	レニン活性	110点
8	トリヨードサイロニン (T ₃) 甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン、レニン定量	115点
9	サイロキシン (T ₄)、インスリン (IRI)	120点
10	成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C - ペプタイド (CPK)、黄体形成ホルモン (LH)	125点
11	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP)、サイロキシン結合能 (TBC)、遊離サイロキシン (FT ₄)、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール、アルドステロン、サイロキシン結合蛋白 (TBG)、テストステロン、サイログロブリン、ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)	140点
12	ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)、ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG)、ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG) 分画、グルカゴン、カルシトニン	150点
13	型コラーゲン架橋N - テロペプチド (NTx)、酒石酸抵抗性酸ホスファターゼ (TRACP - 5b)	160点
14	オステオカルシン、骨型アルカリホスファターゼ (BAP)、尿中 クロスラプラス、セクレチン、プロジェステロン、低単位ヒト総毛性ゴナドトロピン (HCG)、遊離テストステロン、クロスラプラス (尿を除く)、低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC)	170点
15	サイクリックAMP (c-AMP)、エストリオール (E ₃)、エストロジエン、副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (c-PTHrP)	180点
16	副甲状腺ホルモン (PTH)、カテコールアミン分画、DHEA-S	190点
17	尿中デオキシピリジノリン、副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)、17 - ケトジエニックステロイド (17-KGS)、エストラジオール (E ₂)	200点
18	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、17 - ケトジエニックステロイド分画 (17-KGS 分画)、カテコールアミン、17 - ケトステロイド分画 (17-KS 分画)、エリ	

スロポエチン、17 - ヒドロキシプロジェステロン、抗 I A - 2 抗体、プレグナジオール 220点

19 メタネフリン、ソマトメジン C、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド(H A N P)
、メタネフリン・ノルメタネフリン分画、アルギニンバゾプレッシン 240点

20 プレグナントリオール、ノルメタネフリン 250点

21 インスリン様成長因子結合蛋白 3 型 (I G F B P - 3) 280点

注 患者から 1 回に採取した血液を用いて本区分の 10 から 21 までに掲げる検査を 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 3 項目以上 5 項目以下 410点

ロ 6 項目又は 7 項目 630点

ハ 8 項目以上 900点

D 0 0 9 腫瘍マーカー

1 尿中 B T A 80点

2 癌胎児性抗原 (C E A)
- フェトプロテイン (A F P)、組織ポリペプタイド抗原 (T P A) 扁平上皮癌関連抗原 (S C C 抗原) 115点

3 D U P A N - 2、N C C - S T - 439、C A 15 - 3、前立腺酸ホスファターゼ抗原 130点

4 エラスターゼ 1 135点

5 P S A、C A 19 - 9 140点

6 塩基性フェトプロテイン (B F P)、C A 72 - 4、C A - 50、S P a n - 1 抗原、シアリル T n 抗原、神経特異工ノラーゼ (N S E)、P I V K A 150点

7 尿中 N M P 22、シアリル L e^x - i (S L X) 抗原、C A 125、尿中サイトケラチン 8 · サイトケラチン 18 総量 160点

8 シアリル L e^x (C S L E X) 抗原、フリー P S A / トータル P S A 比、B C A 225
、型プロコラーゲン - C - プロペプチド、型コラーゲン C テロペプチド、S P 1、血清中抗 p53 抗体 170点

9 サイトケラチン 19 フラグメント、ガストリン放出ペプチド前駆体 (P r o G R P) 180点

10 尿中遊離型フコース、C A 602、A F P のレクチン反応性による分画比 (A F P
- L₃%)、C A 54 / 61、癌関連ガラクトース転移酵素 (G A T) 190点

11 - セミノプロテイン、C A 130、尿中ヒト 級 毛性ゴナドトロピン 分画コア (H C G - C F) 200点

12 脾癌胎児性抗原 (P O A) 220点

13 乳頭分泌液中 C E A、乳頭分泌液中 H E R 2 タンパク、血清中 H E R 2 タンパク 320点

14 インターロイキン 2 受容体 (I L - 2 R) 460点

注 1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。
ただし、区分番号 B 0 0 1 の 3 に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。

2 患者から 1 回に採取した血液等を用いて本区分の 2 から 14 までに掲げる検査を 2 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ 2 項目 230点

ロ 3 項目 290点

ハ 4 項目以上 420点

D 0 1 0 特殊分析

1 尿中糖分析 38点

2 結石分析	120点
3 チロシン	200点
4 総分岐鎖アミノ酸 / チロシンモル比	300点
5 アミノ酸	
イ 1種類につき	320点
ロ 5種類以上	1,300点
6 アミノ酸分析(定性)	350点
7 脂肪酸分画	450点
8 先天性代謝異常症検査	1,200点

注 当該保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。

(免疫学的検査)

D 0 1 1 免疫血液学的検査

1 ABO血液型、Rh(D)血液型	21点
2 クームス試験	
イ 直接	30点
ロ 間接	34点
3 Rh(その他の因子)血液型	160点
4 赤血球不規則抗体検査	170点

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

5 -D-Nアセチルガラクトサミニルトランスフェラーゼ活性及び-D-ガラクトシリルトランスフェラーゼ活性	200点
6 PA IgG(血小板関連IgG)	210点
7 ABO血液型亜型	260点
8 抗血小板抗体検査	270点

D 0 1 2 感染症免疫学的検査

1 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンO価(A SO価)	15点
2 トキソプラズマ抗体価(半定量)	27点
3 抗ストレプトキナーゼ価(A SK価)	29点
4 T PHA試験(定性)、マイコプラズマ抗体価	32点
5 抗連鎖球菌多糖体抗体(A SP)、梅毒脂質抗原使用検査	34点
6 T PHA試験	53点
7 アデノウイルス抗原(定性)、迅速ウレアーゼ試験	60点
8 口タウイルス抗原	65点
9 ヘリコバクター・ピロリ抗体(定性、半定量)、クラミジア・ニューモニエIgG抗体価	70点
10 クラミジア・ニューモニエIgA抗体価	75点
11 クロストリジウム・ディフィシル抗原、ウイルス抗体価(半定量)(1項目当たり)、ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌抗体価(半定量) ^{せき}	80点

注 同一検体についてウイルス抗体価(半定量)の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。

12 HTLV-抗体価(半定量)	85点
13 トキソプラズマ抗体価、トキソプラズマIgM抗体価	95点
14 抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNaseB)、抗溶連菌エステラーゼ抗体(A SE)	100点
15 抗抗酸菌抗体価、HIV-1抗体価	120点

16	H I V - 1 , 2 抗体価	130点
17	A 群 溶連菌迅速試験、ノイラミニダーゼ	140点
18	髓液又は尿中肺炎球菌抗原、髓液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザ b 型抗原 、インフルエンザウイルス抗原、カンジダ抗原、糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗 原、R S ウィルス抗原、F T A - A B S 試験	150点
19	D - アラビニトール、抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価	160点
20	大腸菌 O 157 L P S 抗原、クラミジアトラコマチス抗原、アスペルギルス抗原、 マイコプラズマ抗原（咽頭内）	170点
21	淋菌抗原同定検査、大腸菌 O 157 L P S 抗体、単純ヘルペスウイルス特異抗原、 大腸菌抗原同定検査	180点
22	クリプトコックス・ネオフォルマンス抗原、H T L V - 抗体価	190点
23	ブルセラ凝集反応、アデノウイルス抗原、尿中肺炎球菌 荚膜抗原、抗アニサキ ス IgG ・ A 抗体価、レプトスピラ抗体価	210点
24	ツツガムシ抗体価、グロプリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価、(1 3) - D - グルカン、サイトメガロウイルス抗体価	220点
25	赤痢アメーバ抗体価、グロプリンクラス別ウイルス抗体価（1項目当たり）	230点

注 同一検体について、グロプリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は
、2項目を限度として算定する。

26	尿中レジオネラ抗原、上皮細胞中水痘ウイルス抗原	240点
27	エンドトキシン検査、抗ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価	270点
28	H I V - 1 抗体価（ウエスタンプロット法）	280点
29	百日咳菌抗体価、結核菌群抗原、ダニ特異 IgG 抗体価、ワイルフェリックス反 応	300点
30	H I V - 2 抗体価（ウエスタンプロット法）	380点
31	白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	410点
32	H T L V - 抗体価（ウエスタンプロット法）	450点
33	H I V 抗原	600点

D 0 1 3 肝炎ウイルス関連検査

1	H B s抗原（定性、半定量）	29点
2	H B s抗体価（半定量）	32点
3	H B s抗原、H B s抗体価	90点
4	H B e抗原、H B e抗体価	110点
5	H C V 抗体価（定性、定量） H C V コア蛋白質	120点
6	H B c抗体価、I gM - H A 抗体価、H A 抗体価、I gM - H B c抗体価、H C V コ ア抗体価	150点
7	H C V 構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	160点
8	H C V 特異抗体価測定による群別判定	240点
9	B型肝炎ウイルスコア関連抗原（H B c r A g）	290点
10	デルタ肝炎ウイルス抗体価	330点
11	H C V 特異抗体価	340点

注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から11までに掲げる検査を3項
目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点
数により算定する。

- イ 3項目 290点
- ロ 4項目 360点
- ハ 5項目以上 494点

D 0 1 4 自己抗体検査

1	寒冷凝集反応	11点
---	--------	-----

2	リウマトイド因子	30点
3	サイロイドテスト、マイクロゾームテスト	37点
4	Donath - Landsteiner試験（寒冷溶血反応）	55点
5	L E テスト	68点
6	抗核抗体価（蛍光抗体法を除く。）インスリン抗体	110点
7	抗核抗体価（蛍光抗体法）	115点
8	抗ガラクトース欠損 IgG 抗体価、マトリックスメタロプロテイナーゼ - 3 (MMP - 3)	120点
9	抗 Jo - 1 抗体、抗サイログロブリン抗体、抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体、抗 RNP 抗体	せん 150点
10	抗 Sm 抗体、抗 SS - A / Ro 抗体、抗 SS - B / La 抗体、抗 Scl - 70 抗体、C1q 結合免疫複合体	170点
11	抗 DNA 抗体価	180点
12	抗セントロメア抗体	190点
13	モノクローナル RF 結合免疫複合体	200点
14	C3d 結合免疫複合体、IgG 型リウマチ因子、抗シトルリン化ペプチド抗体、抗ミトコンドリア抗体	210点
15	抗カルジオリピン IgG2 グリコプロテイン（抗 CL IgG2 ）複合体抗体、抗 LKM - 1 抗体	230点
16	抗カルジオリピン抗体、TSI H レセプター抗体	250点
17	血清中抗デスマグレイン 3 抗体、血清中抗 BP180NC16a 抗体	270点
18	ループスアンチコアグラント、細胞質性抗好中球細胞質抗体価、抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO - ANC A) 、抗糸球体基底膜抗体	290点
19	血清中抗デスマグレイン 1 抗体	300点
20	TSI H 刺激性レセプター抗体 (TSI Ab)	350点
21	IgG4	400点
22	抗 GM1 IgG 抗体、抗 GQ1b IgG 抗体	460点
23	抗アセチルコリンレセプター抗体価	900点
24	グルタミン受容体自己抗体	1,000点

注 本区分の 9 及び 10 に掲げる検査を 2 項目又は 3 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ 320 点又は 490 点を算定する。

D 0 1 5 血漿蛋白免疫学的検査

1	C 反応性蛋白 (CRP) 定性、C 反応性蛋白 (CRP)	16点
2	赤血球コプロポルフィリン定性、G - 6 - Pase	30点
3	G - 6 - PDH 定性、赤血球プロトポルフィリン定性	34点
4	血清補体価 (CH ₅₀) 、免疫グロブリン	38点
5	クリオグロブリン	42点
6	血清アミロイド A (SAA) 蛋白	48点
7	トランスフェリン	60点
8	補体蛋白 (C ₃) 、補体蛋白 (C ₄)	70点
9	セルロプラスミン	90点
10	非特異的 IgE	100点
11	特異的 IgE	110点

注 特異的 IgE 検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から 1 回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430 点を限度として算定する。

12	IgG2 - マイクログロブリン (IgG2 - m) 、プレアルブミン	115点
13	レチノール結合蛋白 (RBP)	140点
14	IgA1 - マイクログロブリン、ハプトグロビン (型補正を含む。)	150点

15	C ₃ プロアクチベータ	160点
16	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(H R T)	170点
17	ヘモペキシン	180点
18	血中A P Rスコア、アトピー鑑別試験、ヒトT A R C	200点
19	頸管腔分泌液中癌胎児性フィプロネクチン	210点
20	尿蛋白免疫電気泳動	220点
21	免疫電気泳動法(同一検体に対して一連につき)	240点
22	C ₁ インアクチベータ	290点
23	免疫グロブリンL鎖 / 比	340点
24	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン -	600点
D 0 1 6	細胞機能検査	
1	表面免疫グロブリン(一連につき)	170点
2	顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200点
3	フローサイトメトリー法によるT細胞・B細胞百分率検査、モノクローナル抗体法によるT細胞サブセット検査(一連につき)	210点
4	顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	220点
5	フローサイトメトリーのTwo-color分析法による赤血球検査	270点
6	リンパ球幼若化検査(一連につき) (微生物学的検査)	350点
D 0 1 7	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	42点
	注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、所定点数に32点を加算する。	
2	保温装置使用アメーバ検査	45点
3	その他のもの	40点
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	140点
2	消化管からの検体	140点
3	血液又は穿刺液	150点
4	泌尿器又は生殖器からの検体	130点
5	その他の部位からの検体	120点
6	簡易培養検査	60点
	注 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、80点を加算する。	
D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
1	1菌種	140点
2	2菌種	180点
3	3菌種以上	230点
D 0 1 9 - 2	酵母様真菌薬剤感受性検査	130点
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
1	抗酸菌分離培養検査1	200点
2	抗酸菌分離培養検査2	180点
D 0 2 1	抗酸菌同定検査(種目数にかかわらず一連につき)	290点
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく) 注 4薬剤以上使用した場合に限り算定する。	300点
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
1	白血球中細菌核酸同定検査(1菌種当たり)	130点
2	淋菌核酸同定検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査	210点
3	H B V核酸定量検査	290点

4	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定検査	300点
5	D N A ポリメラーゼ	310点
6	H C V 核酸同定検査、H P V 核酸同定検査	360点
注 H P V 核酸同定検査については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がA S C - U S と判定された患者に対して行った場合に限り算定する。		
7	抗酸菌群核酸同定検査、結核菌群核酸同定検査	410点
8	マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定検査	430点
9	H C V 核酸定量検査、血清中のH B V プレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査、S A R S コロナウイルス核酸増幅同定検査	450点
10	H I V - 核酸定量検査	520点
注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点を加算する。		
11	結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査	550点
12	H I V - ジエノタイプ薬剤耐性検査	6,000点

D 0 2 3 - 2 その他の微生物学的検査

1	黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (P B P 2')	55点
2	尿素呼気試験	70点
3	腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒 (T D H) 検査	150点
4	大腸菌ベロトキシン検査	200点

D 0 2 4 動物使用検査

注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
(基本的検体検査実施料)

D 0 2 5 基本的検体検査実施料 (1 日につき)

1	入院の日から起算して4週間以内の期間	140点
2	入院の日から起算して4週間を超えた期間	110点

注 1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。

2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。

イ 尿中一般物質定性半定量検査

ロ 尿中特殊物質定性定量検査

ハ 尿沈渣顕微鏡検査

ニ 粪便検査

ホ 穿刺液・採取液検査

ヘ 血液形態・機能検査

ト 出血・凝固検査

チ 血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)

リ 血液化学検査

ヌ 免疫血液学的検査

　　A B O 血液型及びR h (D) 血液型

ル 感染症免疫学的検査

　　梅毒脂質抗原使用検査 (定性)、抗ストレプトリジンO価 (A S O 価)、トキソプラズマ抗体価 (半定量)、梅毒脂質抗原使用検査、T P H A 試験、T P H A 試験 (定性) 及びH I V - 1 抗体価

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

　　H B s 抗原 (定性、半定量)、H B s 抗体価 (半定量)、H B s 抗原、H B s 抗体価、H C V 抗体価 (定性、定量) 及びH C V 構造蛋白及び非構造蛋白抗体価

- ワ 自己抗体検査
寒冷凝集反応及びリウマトイド因子
- 力 血漿蛋白免疫学的検査
C 反応性蛋白(C R P)定性、C 反応性蛋白(C R P)^{たん} 血清補体価(C H₅₀)
及び免疫グロブリン
- ヨ 微生物学的検査
- 3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するH I V感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第2款 検体検査判断料

区分

D 0 2 6 検体検査判断料

1 尿・糞便等検査判断料	34点
2 血液学的検査判断料	125点
3 生化学的検査()判断料	144点
4 生化学的検査()判断料	144点
5 免疫学的検査判断料	144点
6 微生物学的検査判断料	150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D 0 2 7に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査()判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 注1の規定にかかわらず、区分番号D 0 0 0に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

3 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算()、検体検査管理加算()及び検体検査管理加算()については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ 検体検査管理加算()	40点
ロ 検体検査管理加算()	100点
ハ 検体検査管理加算()	300点
ニ 検体検査管理加算()	500点

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D 0 0 6 - 4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、所定点数に500点を加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

604点

注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査()、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。

2 区分番号D 0 2 6に掲げる検体検査判断料の注3本文に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限る。)にお

いて、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 削除

第3節 生体検査料

通則

1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハーツスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 深部体温計による深部体温測定

チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察しよう

リ 脳波検査の注2に掲げるもの

ヌ 脳波検査判断料

ル 神経・筋検査判断料

ヲ ラジオアイソトープ検査判断料

ワ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの

カ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算

ヨ 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法すい

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハーツスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 深部体温計による深部体温測定

チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察しよう

リ 脳波検査の注2に掲げるもの

ヌ 脳波検査判断料

ル 神経・筋検査判断料

区分

（呼吸循環機能検査等）

通則

1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分番号D206からD214-2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

2	使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。	
D 2 0 0	スパイログラフィー等検査	
1	肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。）	80点
2	フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。）	80点
3	機能的残気量測定	130点
4	呼気ガス分析	100点
5	左右別肺機能検査	1,010点
D 2 0 1	換気力学的検査	
1	呼吸抵抗測定	70点
2	コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査	135点
D 2 0 2	肺内ガス分布	
1	指標ガス洗い出し検査	135点
2	クロージングボリューム測定	135点
D 2 0 3	肺胞機能検査	
1	肺拡散能力検査	135点
2	死腔量測定、肺内シャント検査	135点
D 2 0 4	基礎代謝測定	85点
D 2 0 5	呼吸機能検査等判断料	140点
	注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定するものとする。	
D 2 0 6	心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）	
1	右心カテーテル	3,600点
2	左心カテーテル	4,000点
	注 1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。	
	2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（プロッケンブロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験又は冠動脈造影を行った場合は、それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、600点又は1,400点を加算する。	
	3 血管内超音波検査、血管内光断層撮影又は冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。	
	4 厚生労働大臣の定める施設基準を満たす保険医療機関において血管内視鏡検査を実施した場合は所定点数に300点を加算する。	
	5 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。	
	6 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。	
	7 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。	
D 2 0 7	体液量等測定	
1	体液量測定、細胞外液量測定	60点
2	血流量測定、皮弁血流検査、循環血流量測定（色素希釈法によるもの）、電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定、血管伸展性検査	100点
3	心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定（色素希釈法以外によるもの）、脳循環測定（色素希釈法によるもの）	150点

注1 心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、開始日に限り1,300点を加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

4 脳循環測定（笑気法によるもの） 1,350点

D 2 0 8 心電図検査

- | | |
|--------------------------|------|
| 1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 | 130点 |
| 2 ベクトル心電図、体表ヒス束心電図 | 150点 |
| 3 携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査 | 150点 |
| 4 バリストカルジオグラフ | 90点 |

注 2 方向以上の記録による場合は所定点数に90点を加算する。

5 その他（6誘導以上） 90点

注 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

D 2 0 9 負荷心電図検査

- | | |
|-------------------------|------|
| 1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 | 320点 |
| 2 その他（6誘導以上） | 190点 |

注1 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

2 区分番号D 2 0 8に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 0 ホルター型心電図検査

- | | |
|-------------------|--------|
| 1 30分又はその端数を増すごとに | 90点 |
| 2 8時間を超えた場合 | 1,500点 |

注 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 0 - 2 体表面心電図、心外膜興奮伝播図 1,500点

D 2 1 0 - 3 埋込型心電図検査 90点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 30分又はその端数を増すごとに算定する。

3 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 1 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査

800点

注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。

2 区分番号D 2 0 0に掲げるspiログラフィー等検査又は区分番号D 2 0 8に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

3 運動療法における運動処方の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連續呼気ガス分析を行った場合には、連續呼気ガス分析加算として、所定点数に100点を加算する。

D 2 1 1 - 2 喘息運動負荷試験 800点

注 喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。

D 2 1 2 リアルタイム解析型心電図 500点

D 2 1 2 - 2 携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査 500点

D 2 1 3 心音図検査 150点

D 2 1 4 脈波図、心機図、ポリグラフ検査

- | | |
|----------|------|
| 1 2検査 | 80点 |
| 2 3又は4検査 | 130点 |
| 3 5又は6検査 | 180点 |

4 7 検査以上 220点

注 1 数種目を行った場合でも同時に記録を行った最高検査数により算定する。

2 脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、検査数に数えない。

3 検査の実施ごとに1から4までに掲げる所定点数を算定する。

D 2 1 4 - 2 エレクトロキモグラフ 260点

(超音波検査等)

通則

区分番号D 2 1 5及びD 2 1 6に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

D 2 1 5 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

1 A モード法 150点

2 断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)

イ 胸腹部 530点

口 その他(頭頸部^{けい}、四肢^{しゆう}、体表^{しうう}、末梢^{しょう}血管等) 350点

3 心臓超音波検査

イ 経胸壁心エコー法 880点

口 Mモード法 500点

ハ 経食道心エコー法 1,500点

二 胎児心エコー法 1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

4 ドプラ法(1日につき)

イ 胎児心音観察^{じょう}、末梢^{しょう}血管血行動態検査 20点

口 脳動脈血流速度連続測定 150点

ハ 脳動脈血流速度マッピング法 400点

5 血管内超音波法

3,600点

注 1 2又は3について、造影剤を使用した場合は、所定点数に150点を加算する。

この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。)は、加算点数に含まれるものとする。

2 2について、パルスドプラ法を行った場合は、所定点数に200点を加算する。

3 心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。

4 ドプラ法について、口及びハを併せて行った場合は、主たるもののみの所定点数のみにより算定する。

5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。

D 2 1 6 サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。) 200点

注 負荷検査を行った場合は、負荷の種類又は回数にかかわらず所定点数に100点を加算する。

D 2 1 6 - 2 残尿測定検査

1 超音波検査によるもの 55点

2 導尿によるもの 45点

注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。

D 2 1 7 骨塩定量検査

- 1 D E X A 法による腰椎撮影 360点
注 同一日にD E X A 法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、所定点数に90点を加算する。

- 2 M D 法、S E X A 法等 140点
3 超音波法 80点

注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。

(監視装置による諸検査)

D 2 1 8 分娩監視装置による諸検査

- 1 1時間以内の場合 400点
2 1時間を超え1時間30分以内の場合 550点
3 1時間30分を超えた場合 700点

D 2 1 9 ノンストレステスト(一連につき)

200点

D 2 2 0 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ(ハーツスコープ)、カルジオタコスコープ

- 1 1時間以内又は1時間につき 50点
2 3時間を超えた場合(1日につき)
イ 7日以内の場合 150点
ロ 7日を超えて14日以内の場合 130点
ハ 14日を超えた場合 50点

注 1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。

- 2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
3 人工呼吸と同時に行なった呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
4 同一の患者につき、区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行なわれた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。

D 2 2 1 削除

D 2 2 2 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

- 1 1時間以内又は1時間につき 100点
2 5時間を超えた場合(1日につき) 600点

D 2 2 3 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)

30点

注 人工呼吸と同時に行なった経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

D 2 2 3 - 2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)

100点

D 2 2 4 終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき)

100点

D 2 2 5 觀血的動脈圧測定(カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。)

- 1 1時間以内の場合 130点
2 1時間を超えた場合(1日につき) 260点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 5 - 2 非觀血的連続血圧測定(1日につき)

100点

注 人工呼吸と同時に行なった非觀血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

D 2 2 5 - 3 24時間自由行動下血圧測定

200点

D 2 2 6 中心静脈圧測定(1日につき)

- 1 4回以下の場合 100点
2 5回以上の場合 200点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 7	頭蓋内圧持続測定 1 1時間以内又は1時間につき 2 3時間を超えた場合(1日につき)	100点 400点
D 2 2 8	深部体温計による深部体温測定(1日につき)	100点
D 2 2 9	前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察(1日につき)	100点
D 2 3 0	観血的肺動脈圧測定 1 1時間以内又は1時間につき 2 2時間を超えた場合(1日につき)	150点 450点
	注 1 バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、開始日に限り所定点数に1,300点を加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 2 カテーテルの交換の有無にかかわらず、一連として算定する。	
D 2 3 1	人工臍臓(一連につき)	5,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。	
D 2 3 1 - 2	皮下連續式グルコース測定(一連につき)	700点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 3 2	食道内圧測定検査	650点
D 2 3 3	直腸肛門機能検査 1 1項目行った場合 2 2項目以上行った場合	800点 1,200点
	注 直腸肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	
D 2 3 4	胃・食道内24時間pH測定 (脳波検査等)	1,000点
通則		
	区分番号D 2 3 5からD 2 3 7 - 2までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D 2 3 8に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。	
D 2 3 5	脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)	600点
	注 1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、これらの検査の別にかかわらず250点を加算する。 2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1回につき70点とする。	
D 2 3 5 - 2	長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)	400点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する。	
D 2 3 5 - 3	長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)	700点
D 2 3 6	脳誘発電位検査(脳波検査を含む。) 1 体性感覚誘発電位 2 視覚誘発電位 3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査	670点 670点 670点
	注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。	
	4 聴性定常反応	800点
D 2 3 6 - 2	光トポグラフィー	670点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の	

	100分の80に相当する点数により算定する。	
D 2 3 6 - 3 神経磁気診断		5,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 3 7 終夜睡眠ポリグラフィー		
1 携帯用装置を使用した場合		720点
2 1以外の場合		3,300点
D 2 3 7 - 2 反復睡眠潜時試験 (M S L T)		5,000点
D 2 3 8 脳波検査判断料		140点
	注 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。 (神経・筋検査)	
通則		
	区分番号D 2 3 9からD 2 4 0までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D 2 4 1に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。	
D 2 3 9 筋電図検査		
1 筋電図(1肢につき(針電極にあっては1筋につき))		200点
2 誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。)(1神経につき)		150点
3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)		400点
注 1 2について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに所定点数に150点を加算する。ただし、加算点数は450点を超えないものとする。		
2 3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。		
D 2 3 9 - 2 電流知覚閾値測定(一連につき)		200点
D 2 3 9 - 3 神経学的検査		300点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 4 0 神経・筋負荷テスト		
1 テンシロンテスト(ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)		130点
2 瞳孔薬物負荷テスト		130点
3 乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)		200点
D 2 4 1 神経・筋検査判断料		140点
	注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。	
D 2 4 2 尿水力学的検査		
1 膀胱内圧測定		260点
2 尿道圧測定図		260点
3 尿流測定		205点
4 括約筋筋電図 (耳鼻咽喉科学的検査)		310点
D 2 4 3 削除		
D 2 4 4 自覚的聴力検査		
1 標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査		350点
2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査		350点
3 簡易聴力検査		
イ 気導純音聴力検査		110点
ロ その他(種目数にかかわらず一連につき)		40点
4 後迷路機能検査(種目数にかかわらず一連につき)		400点
5 内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき) 耳鳴検査(種目数にかかわらず一連につき)		400点

	6 中耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）	150点
D 2 4 4 - 2	補聴器適合検査	
1	1回目	1,300点
2	2回目以降	700点
	注 補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D 2 4 5	鼻腔通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
1	鼓膜音響インピーダンス検査	300点
2	チンパノメトリー	350点
3	耳小骨筋反射検査	450点
4	遊戯聴力検査	450点
5	耳音響放射（OAE）検査	
イ	自発耳音響放射（SOAE）	100点
ロ	その他の場合	300点
D 2 4 8	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450点
D 2 4 9	蝶電図	750点
D 2 5 0	平衡機能検査	
1	標準検査（一連につき）	20点
2	刺激又は負荷を加える特殊検査（1種目につき）	120点
3	頭位及び頭位変換眼振検査	150点
4	電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）	
イ	皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400点
ロ	その他の場合	260点
5	重心動搖計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査	250点
	注 5について、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合には1種目につき120点を加算する。	
D 2 5 1	音声言語医学的検査	
1	喉頭ストロボスコピー	450点
2	音響分析	450点
3	音声機能検査	450点
D 2 5 2	扁桃マッサージ法	40点
D 2 5 3	嗅覚検査	
1	基準嗅覚検査	450点
2	静脈性嗅覚検査	45点
D 2 5 4	電気味覚検査（一連につき） (眼科学的検査)	300点
	通則	
	コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、D 2 8 2 - 3に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。	
D 2 5 5	精密眼底検査（片側）	56点
D 2 5 5 - 2	汎網膜硝子体検査（片側）	150点
	注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D 2 5 5に掲げる精密眼底検査（片側）、D 2 5 7に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はD 2 7 3に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部）に係る費用は所定点数に含まれるものとする。	
D 2 5 6	眼底カメラ撮影	

1	通常の方法の場合	56点
2	蛍光眼底法の場合	400点
注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。		
D 2 5 6 - 2	眼底三次元画像解析	200点
注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号D 2 5 6 の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。		
D 2 5 7	細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）	112点
注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。		
D 2 5 8	網膜電位図（E R G）	230点
D 2 5 8 - 2	網膜機能精密電気生理検査（多局所網膜電位図）	500点
D 2 5 9	精密視野検査（片側）	38点
D 2 6 0	量的視野検査（片側）	
1	動的量的視野検査	195点
2	静的量的視野検査	300点
D 2 6 1	屈折検査	69点
D 2 6 2	調節検査	74点
D 2 6 3	矯正視力検査	
1	眼鏡処方せんの交付を行う場合	69点
2	1以外の場合	69点
D 2 6 4	精密眼圧測定	82点
注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、55点を加算する。		
D 2 6 5	角膜曲率半径計測	84点
D 2 6 5 - 2	角膜形状解析検査	110点
注 角膜形状解析検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った区分番号D 2 6 5に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるものとする。		
D 2 6 6	光覚検査	42点
D 2 6 7	色覚検査	
1	アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	60点
2	1以外の場合	38点
D 2 6 8	眼筋機能精密検査及び ^{ふくそう} 輻輳検査	38点
D 2 6 9	眼球突出度測定	38点
D 2 6 9 - 2	光学的眼軸長測定	150点
D 2 7 0	削除	
D 2 7 1	角膜知覚計検査	38点
D 2 7 2	両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法又はステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法又はバゴリニ線條試験による）	38点
D 2 7 3	細隙燈顕微鏡検査（前眼部）	48点
注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。		
D 2 7 4	前房隅角検査	38点
D 2 7 5	圧迫隅角検査	76点
D 2 7 6	網膜中心血管圧測定	
1	簡単なもの	42点
2	複雑なもの	100点
D 2 7 7	涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査	38点
D 2 7 8	眼球電位図（E O G）	260点
D 2 7 9	角膜内皮細胞顕微鏡検査	160点

D 2 8 0	レーザー前房蛋白細胞数検査 <small>たん</small>	160点
D 2 8 1	瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）	160点
D 2 8 2	中心フリッカー試験	38点
D 2 8 2 - 2	P L (Preferential Looking) 法	100点
D 2 8 2 - 3	コンタクトレンズ検査料	
1	コンタクトレンズ検査料 1	200点
2	コンタクトレンズ検査料 2	56点
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 1 を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 2 を算定する。	
2	注 1 により当該検査料を算定する場合は、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 6 及び区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 5 に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。	
3	当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、当該検査料を算定した場合は、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料は算定せず、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料又は区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料を算定する。	
(皮膚科学的検査)		
D 2 8 2 - 4	ダー モスコピ <small>ー</small>	72点
	(臨床心理・神経心理検査)	
D 2 8 3	発達及び知能検査	
1	操作が容易なもの	80点
2	操作が複雑なもの	280点
注	同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの 1 種類のみの所定点数により算定する。	
D 2 8 4	人格検査	
1	操作が容易なもの	80点
2	操作が複雑なもの	280点
3	操作と処理が極めて複雑なもの	450点
注	同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの 1 種類のみの所定点数により算定する。	
D 2 8 5	認知機能検査その他の心理検査	
1	操作が容易なもの	80点
2	操作が複雑なもの	280点
3	操作と処理が極めて複雑なもの	450点
注	同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの 1 種類のみの所定点数により算定する。	
(負荷試験等)		
D 2 8 6	肝及び腎のクリアランステスト <small>じん</small>	150点
注 1	検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコピ <small>ー</small> 又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号 D 3 1 8 に掲げる尿管カテーテル法、D 3 1 7 に掲げる膀胱尿道ファイバースコピ <small>ー</small> 又は D 3 1 7 - 2 に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。	
2	検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるものとする。	

D 287 内分泌負荷試験

1 下垂体前葉負荷試験	
イ 成長ホルモン (G H) (一連として)	1,200点
注 患者1人につき月2回に限り算定する。	
ロ ゴナドトロピン (L H 及び F S H) (一連として月1回)	1,600点
ハ 甲状腺刺激ホルモン (T S H) (一連として月1回)	1,200点
ニ プロラクチン (P R L) (一連として月1回)	1,200点
ホ 副腎皮質刺激ホルモン (A C T H) (一連として月1回)	1,200点
2 下垂体後葉負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
3 甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
4 副甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
5 副腎皮質負荷試験	
イ 鉱質コルチコイド (一連として月1回)	1,200点
ロ 糖質コルチコイド (一連として月1回)	1,200点
6 性腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
注 1 1月に3,600点を限度として算定する。	
2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。	

D 288 糖負荷試験

1 常用負荷試験 (血糖及び尿糖検査を含む。)	200点
2 耐糖能精密検査 (常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中 C - ペプタイド測定を行った場合) グルカゴン負荷試験	900点
注 注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。	

D 289 その他の機能テスト

1 膵機能テスト (P F D テスト)	100点
2 肝機能テスト (I C G 1回又は2回法、 B S P 2回法) 、ビリルビン負荷試験、馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント (Addis 尿沈渣定量検査) モーゼンタール法、キシローゼ試験、ヨードカリ試験	100点
3 胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト	700点
4 セクレチン試験	3,000点
注 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、すべて所定点数に含まれるものとする。	

D 290 卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト

100点

D 290 - 2 尿失禁定量テスト (パッドテスト)

100点

D 291 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量 (M E D) 測定

1 21箇所以内の場合 (1 箇所につき)	16点
2 22箇所以上の場合 (一連につき)	350点

D 291 - 2 小児食物アレルギー負荷検査

1,000点

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。

2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。

D 291 - 3 内服・点滴誘発試験

1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、年2回に限り算定する。

(ラジオアイソトープを用いた諸検査)

通則

区分番号D 2 9 2 及びD 2 9 3に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及びD 2 9 4に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 9 2 体外からの計測によらない諸検査

1	循環血液量測定、血漿量測定	480点
2	血球量測定	800点
3	吸収機能検査、赤血球寿命測定	1,550点
4	造血機能検査、血小板寿命測定	2,600点

注 1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D 2 9 2若しくはD 2 9 3に掲げる検査又は区分番号E 1 0 0からE 1 0 1 - 3までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。

2 検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする。
3 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。

D 2 9 3 シンチグラム(画像を伴わないもの)

1	甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)	365点
2	レノグラム、肝血流量(ヘパトグラム)	575点
3	心機能検査(心拍出量測定を含む。)	990点
4	肺局所機能検査、脳局所血流検査	1,820点

注 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。

D 2 9 4 ラジオアイソトープ検査判断料

110点

注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。

(内視鏡検査)

通則

- 超音波内視鏡検査を実施した場合は、所定点数に300点を加算する。
- 区分番号D 2 9 5からD 3 2 3まで及びD 3 2 5に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

D 2 9 5 関節鏡検査(片側)

600点

D 2 9 6 喉頭直達鏡検査

190点

D 2 9 6 - 2 鼻咽腔直達鏡検査

220点

D 2 9 7 削除

D 2 9 8 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー(部位を問わず一連につき)

600点

D 2 9 8 - 2 内視鏡下嚥下機能検査

600点

D 2 9 9 喉頭ファイバースコピー

600点

D 3 0 0 中耳ファイバースコピー

240点

D 3 0 0 - 2 顎関節鏡検査(片側)

1,000点

D 3 0 1 気管支鏡検査、気管支カメラ

500点

D 3 0 2 気管支ファイバースコピー

2,500点

注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、200点を加算する。

D 3 0 3 胸腔鏡検査

6,000点

D 3 0 4 縦隔鏡検査

7,000点

D 3 0 5	食道鏡検査、食道カメラ	400点
D 3 0 6	食道ファイバースコピー	800点
	注 1 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
	2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。	
D 3 0 7	胃鏡検査、ガストロカメラ	500点
D 3 0 8	胃・十二指腸ファイバースコピー ^{すい}	1,140点
	注 1 胆管・脾管造影法を行った場合は、600点を加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。	
	2 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
	3 胆管・脾管鏡を用いて行った場合は、600点を加算する。	
	4 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。	
D 3 0 9	胆道ファイバースコピー	1,400点
D 3 1 0	小腸ファイバースコピー	
	1 ダブルバルーン内視鏡によるもの	3,000点
	2 カプセル型内視鏡によるもの	1,700点
	3 その他のもの	1,700点
	注 1 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。	
	2 3について、粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
D 3 1 1	直腸鏡検査	300点
D 3 1 1 - 2	肛門鏡検査	200点
D 3 1 2	直腸ファイバースコピー	550点
	注 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
D 3 1 3	大腸ファイバースコピー	
	1 S状結腸	900点
	2 下行結腸及び横行結腸	1,350点
	3 上行結腸及び盲腸	1,550点
	注 1 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
	2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、所定点数に200点を加算する。	
D 3 1 4	腹腔鏡検査 ^{くわう}	1,800点
D 3 1 5	腹腔ファイバースコピー ^{くわう}	1,800点
D 3 1 6	クルドスコピー	400点
D 3 1 7	膀胱尿道ファイバースコピー ^{ぼうこう}	950点
D 3 1 7 - 2	膀胱尿道鏡検査 ^{ぼうこう}	890点
D 3 1 8	尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側） ^{ぼうこう}	1,000点
	注 膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 3 1 9	腎盂尿管ファイバースコピー（片側） ^{じん}	1,500点
D 3 2 0	ヒステロスコピー	220点
D 3 2 1	コルポスコピー	150点
D 3 2 2	子宮ファイバースコピー	800点
D 3 2 3	乳管鏡検査	800点
D 3 2 4	血管内視鏡検査	1,700点
	注 1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	
	2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるもの	

とする。

D 3 2 5 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、^{すい}脾臓カテーテル法 3,600点

注 1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、それぞれ所定点数に10,800点又は3,600点を加算する。

2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第4節 診断穿刺・検体採取料

通則

1 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。

2 処置の部と共に項目は、同一日に算定できない。

区分

D 4 0 0 血液採取（1日につき）

1 静脈 13点
2 その他 6点

注 1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。

3 血液回路から採血した場合は算定しない。

D 4 0 1 腦室穿刺

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 500点

D 4 0 2 後頭下穿刺

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 300点

D 4 0 3 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 150点

D 4 0 4 骨髓穿刺

1 胸骨 260点
2 その他 280点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

D 4 0 4 - 2 骨髄生検

注 6歳未満の乳幼児の場合には、所定点数に100点を加算する。 730点

D 4 0 5 関節穿刺（片側）

注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。 100点

D 4 0 6 上顎洞穿刺（片側）

60点

D 4 0 6 - 2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺（片側）

180点

D 4 0 7 腎囊胞又は水腎症穿刺

240点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。

D 4 0 8 ダグラス窩穿刺

240点

D 4 0 9 リンパ節等穿刺又は針生検

200点

D 4 0 9 - 2 センチネルリンパ節生検

1 併用法 5,000点
2 単独法 3,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については色素のみを用いて行った場合に、それぞれ算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

D 4 1 0 乳腺穿刺又は針生検（片側）

200点

D 4 1 1 甲状腺穿刺又は針生検

150点

D 4 1 2	経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）	1,600点	
D 4 1 3	前立腺針生検法	1,400点	
D 4 1 4	内視鏡下生検法（1臓器につき）	310点	
D 4 1 4 - 2	超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（E U S - F N A）	4,000点	
D 4 1 5	経気管肺生検法	4,000点	
D 4 1 6	臓器穿刺、組織採取		
1	開胸によるもの	9,070点	
2	開腹によるもの（腎を含む。）	5,550点	
注	6歳未満の乳幼児の場合は、2,000点を加算する。		
D 4 1 7	組織試験採取、切探法		
1	皮膚、筋肉（皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含み、心筋を除く。）	500点	
2	骨、骨盤、脊椎	2,300点	
3	眼		
イ	後眼部	650点	
ロ	その他（前眼部を含む。）	350点	
4	耳	400点	
5	鼻、副鼻腔	400点	
6	口腔	400点	
7	咽頭、喉頭	650点	
8	甲状腺	650点	
9	乳腺	650点	
10	直腸	650点	
11	精巣（睾丸）、精巣上体（副睾丸）	400点	
12	末梢神経	620点	
13	心筋	5,000点	
注	6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、100点を加算する。		
D 4 1 8	子宮腔部等からの検体採取		
1	子宮頸管粘液採取	40点	
2	子宮腔部組織採取	200点	
3	子宮内膜組織採取	370点	
D 4 1 9	その他の検体採取		
1	胃液・十二指腸液採取（一連につき）	180点	
2	胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む。）	180点	
3	動脈血採取（1日につき）	50点	
注	血液回路から採血した場合は算定しない。		
4	前房水採取	350点	
第5節	薬剤料		
区分			
D 5 0 0	薬剤	薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。	
注1	薬価が15円以下である場合は、算定しない。		
2	使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。		
第6節	特定保険医療材料料		
区分			
D 6 0 0	特定保険医療材料	材料価格を10円で除して得た点数	
注	使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。		